

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 5 年に、高齢者の保健福祉を総合的に推進していくための計画として、「仙台市高齢者保健福祉計画」を策定し、さらに平成 11 年度には、高齢者の新たな社会保障制度である介護保険制度の施行に合わせ「仙台市介護保険事業計画」を策定している。両計画は、一体の計画として作成するものとされており、現計画は「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として、平成 24 年度から平成 26 年度を計画期間とし、高齢者の保健福祉を推進しているところである。

この計画については、その達成状況を点検・評価しながら、3 年ごとの見直しを行うこととされ、仙台市基本計画や震災復興計画などの関連する計画も踏まえ、平成 27 年 3 月を目途に新たな計画の策定を行うものである。

2. 計画期間

平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 3 年間。

※計画期間 3 年目の平成 29 年度に見直しを行う予定。

3. 計画策定に向けた取り組み

計画策定にあたっては、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会と仙台市介護保険審議会の合同審議を中心とし、中間案について、パブリックコメントを実施し、市民説明会を開催するなど、広く市民の方から意見をいただきながら、策定作業を行うことを予定している。

<計画策定スケジュール（想定）>

（26 年度）

～10 月 基本目標、施策の体系、
高齢者保健福祉施策の推進（各論）等を順次、審議
【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会と合同審議】

11 月 中間案審議【合同審議】

12 月 パブリックコメント（意見募集、市民説明会開催）

27 年 2 月 計画案審議【合同審議】

審議会答申（介護保険事業計画のあり方について）
第 1 回定例会に条例改正案を提案

3 月 計画策定

（27 年度）

4 月 新計画開始